

社会資本整備重点計画について

〔平成 24 年 8 月 31 日〕
閣 議 決 定

社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）第 4 条に規定する社会資本整備重点計画を、平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間として、別冊のとおり定める。